

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

嬭恋村は、群馬県の北西部に位置し、面積は337.58km²で52.6%を山林が占めている。

人口構造は、昭和55年から世帯数は増加傾向にあるが、人口は昭和35年をピークに減少傾向が続いている。令和5年度末の世帯数は、4,046世帯、人口が9,103人(男4,659人・女4,444人)で、10年前と比較すると世帯数が109.9%、人口が89.8%となっている。移動人口の推移については、平成19年から自然増減・社会増減とも減少してきており、出生率も平成9年以降は1.0を下回り、死亡率は平成19年以降1.0以上で推移している。

産業構造は、令和2年の従事者総数5,068人の内、第1次産業が32%、第2次産業が11%、第3次産業が57%となっており、第1次産業の内の農業と第3次産業の内のサービス業への従事者が多くなっている。

中小企業者の実態等について、商業は、商店数が昭和57年をピークに減少傾向にあり、令和3年度の商店数はピーク時の56.2%、従業者数は84.3%となっている。また、工業は、令和元年度の事業所数が10年前の平成21年度と比較して53.8%、従業員数が106.3%となっており、中小企業者数は減少を続けている。(出典 令和5年度発行「嬭恋村統計書」による。)

中小企業支援策は、令和元年度から「嬭恋村売上アップ事業補助金」を創設し、販路開拓又は業務効率化を行う村内小規模事業者への支援を行い、競争力強化と産業振興が図れるよう取組を行っている。

(2) 目標

当村では、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業の先端設備等の導入を促すことで、村内中小企業の生産性向上を図る。

当村の中小企業者の状況は、その大半を小規模企業者が占めており、投資を伴う先端設備の導入により生産性の向上を図る企業者数はそれほど多くないと思われるが、現在当村で実施している中小企業支援策を柱とし、認定経営革新等支援機関である嬭恋村商工会や村内金融機関とも連携を図りながら、事業承継の問題に取り組むことなどにより生産性の向上を図っていくことなどを踏まえ、2年間の認定事業者数の目標を4件程度とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本指針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

広く事業者の生産性向上を実現する観点から本計画の対象区域は村内全域とする。

(2) 対象業種・事業

広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象業種は、全業種とする。また、本計画の対象事業は、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・納付すべき村税その他の村に対する債務に遅延がある者は対象としない。
- ・先端設備等導入計画を認定した者の進捗状況についての調査を実施する場合がある。
- ・その他、村長が導入促進基本計画の主旨を踏まえ不相当と判断した先端設備等導入計画は認定の対象としない。